

令和 6 年 5 月 8 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01418

研究課題名（和文）著名な標識の保護範囲の限界確定に関する研究

研究課題名（英文）Study on defining the limit of protection range of famous signs

研究代表者

大友 信秀（Otomo, Nobuhide）

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：90377375

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：著名な標識に関して、地域団体商標をめぐる使用団体間の問題、江戸時代以前から続く商標の表示の信頼性の問題、地理的表示の問題について、日本国内の江戸時代から続く老舗の表示と、新たにできた地理的表示の対象の齟齬の問題、ハラルマークという公的なマークを商標制度で保護すべきかという問題について、期間中の研究成果として10本の論文を公表した。  
また、これらの研究から、著名商標の準公共財としての役割に気づき、これを新たな研究とする着想を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

著名標識をめぐる種々の制度間における問題を比較研究することで、著名商標が単に独占的な私権としてのみ存在するのではなく、広く需要者の指針となる準公共財的な役割を果たしていることを明らかにした。これにより、準公共財的な役割を果たす法的対象の規律が様々な制度を横断し、どのようにあるべきか、という実務に直結する課題を発見することにつながった。  
なお、この新しい課題への取り組みは、2024年度からの科研費（基盤研究（C））において継続する。

研究成果の概要（英文）：Concerning famous signs, issues between user groups surrounding regional collective trademarks, reliability issues of trademark indications that have been going on since before the Edo period, and issues of geographical indications are being discussed. Ten papers were published as research results during the period, regarding the issue of discrepancies in the subject matter of geographical indications that have arisen in Japan, and the issue of whether public marks such as halal marks should be protected under the trademark system.  
In addition, from these studies, I realized the role of famous trademarks as quasi-public goods, and got the idea to conduct a new study on this.

研究分野：新領域法学

キーワード：標識 著名商標 地域団体商標 地理的表示 準公共財

## 1. 研究開始当初の背景

既存の標識保護法である商標法と不正競争防止法では、著名商標の保護態様が異なり、商標法では需要者の混同(のおそれ)が要件とされ、不正競争防止法では必要とされていない。しかしながら、2014年5月21日東京地裁によって下された判決では、立体商標であるエルメスのパーキン商標の侵害判断において需要者の混同が必ずしも必要とされないともとれる判断がされた。このことは、非著名な商標の登録を原則とする既存の商標制度に著名商標という特殊な商標が入り込んだことが原因と考えられる。

### (これまでの研究動向と本問題の位置づけ)

これまでに著名商標保護に関しては、上述の希釈化(ダイリューション)及び汚染化(ポリューション)の二つの行為からの保護という観点で研究が進められてきており、とりわけ米国を参考にした議論が広くなされ、不正競争防止法2条1項2号という保護制度も実現している。しかしながら、地域団体商標制度及び立体商標の保護が比較的新しい制度であるということもあり、既存の商標制度における著名商標ないしは周知商標の侵害判断において、需要者の混同の有無をどのように判断すべきかという点に注目した研究はほとんどなされていない(泉克幸「エルメス立体商標事件判批」TKC新判例解説Watch(2015年)参照。)。また、商標が付されたブランド価値に応じた保護と市場における過度な独占の防止という観点から、商標が付されたブランドの保護のあり方を研究することが必要であり、商標がどのようにブランドとして成長していくのかという問題を解明するブランディング及びマーケティングを意識した研究が必要となるが、これら経営学に属する領域と法学をつなぐ研究も十分に行われていない。

## 2. 研究の目的

一定の著名性を獲得した商標(及びその他の標識)は、登録及び(もしくは)保護範囲において、それ以外の商標に比べて特別な扱いを受ける。しかし、我が国を始めとする登録主義に基づく商標法は、登録時には全く知られていなくてもかまわないという非著名な商標を前提とした制度を採用している。本研究は、非著名な商標がどのような段階を経て著名となっていくのかという時系列に注目し、登録時(審査時)及び侵害判断時の各段階での保護のあり方を分析し、既存の標識保護制度により実現しようとしている市場の秩序維持(商標独占の弊害の除去)と現実の著名商標保護の要求との現実的調整を実現する適切な制度のあり方を探求することを目的としている。

## 3. 研究の方法

本研究では、第1に、著名商標保護に関して、商標の識別力が時間とともに実際にどのように変化するかを明らかにする。とりわけ、混同の有無の判断基準となる需要者との関係で著名性と識別力がどのように変化するかを明らかにする。このために、著名ないしは周知商標である地域団体商標及び立体商標の登録実務に注目し、登録時にどのような事実に基づき識別力が認められたのかを分析する。

第2に、登録時と侵害判断時における識別力及び著名性の差に対応した、商標保護制度の適切なあり方を明らかにする。とりわけ、需要者の混同の有無という要件を設定すべきかそうでないか、設定しない場合には現状でそのように制度設計されている不正競争防止法の位置づけを明確にする必要があり、設定する場合には、登録時の判断と侵害時の判断をどのように区別するかを明らかにする必要がある。この点で、すでに登録時と侵害時の差異を保護範囲確定に反映

させている特許法における均等論の判断と比較研究する。

第3に、ブランディング及びマーケティングによるブランド確立及びその活用の過程を分析し、著名商標の保護範囲確定に必要な要素(たとえば、競合市場における商品自体やサービス自体の価値との関係という意味での商標の相対的財産価値)を明確にする。ブランドは市場における差別化により強力な価値を有することになるが、そのことは他者を完全排除することから成立するわけではなく、適度な競争を必要とする。したがって、競合する市場でどのように知名度を上げ、これを活用していくかを分析することが不可欠となる。この第3の分析により、商標が商品やサービスと不可欠に結びつきブランドとして成立しているという本研究に不可欠な視点が貫徹される。

#### 4. 研究成果

独占的な私権として保護することを原則とする商標法、その中でも公共的な要素を持つ私権として位置付ける地域団体商標、公共的な保護制度である地理的表示というように、著名標識をめぐる種々の制度間における問題を比較研究することで、著名商標が単に独占的な私権としてのみ存在するのではなく、広く需要者の指針となる準公共財的な役割を果たしていることを明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 65
2. 論文標題 地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇（2）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 45,54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 272
2. 論文標題 制度趣旨を無視し、事業者の利益を害するという過ちがまたしても生じた事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ウエストロー・ジャパン判例コラム	6. 最初と最後の頁 1,3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 64
2. 論文標題 地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 55-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 1557
2. 論文標題 業時に関する表示の品質等誤認表示該当性（京都地判令和2年6月10日）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 224 - 225
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 243
2. 論文標題 氏名権 = 使えるけど登録できない権利? - 音商標と氏名の関係から考える商標権の性質 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ウエストロー・ジャパン判例コラム	6. 最初と最後の頁 1 - 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 250
2. 論文標題 創業年と品質等誤認表示 (不正競争防止法2条1項20号) の関係 ~ ハッ橋創業年事件控訴審判決 (大阪高判令和3年3月11日) ~	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ウエストロー・ジャパン判例コラム	6. 最初と最後の頁 11-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 71
2. 論文標題 非伝統的商標と独占適応性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 特許研究	6. 最初と最後の頁 23-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 291
2. 論文標題 老舗 [ 守半 ] 商標は誰のものか?	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ウエストロー・ジャパン判例コラム	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大友信秀	4. 巻 302
2. 論文標題 公的なハラルマークの登録商標としての保護の可否	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ウエストロー・ジャパン判例コラム	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------